

「東京都パートナーシップ宣誓制度」創設に伴う 会計年度任用職員の休暇制度等の見直しについて（案）

1 趣 旨

「東京都パートナーシップ宣誓制度」の趣旨を踏まえ、「配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」等を対象に含む休暇・休業等制度について、見直しを行う。

2 改正内容

「配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」等を対象に含む制度について、新たに「パートナーシップ関係の相手方※」等を対象に加える。

各制度の改正内容は、別紙のとおり

※ 「パートナーシップ関係の相手方」とは、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の証明又は同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているもの」をいう。

3 実施時期

令和4年11月1日

4 その他

本改正に伴い、関連する諸制度に影響がある場合、所要の見直しを検討する。

会計年度任用職員の休暇・休業等制度の見直し

項 目	内 容
休暇・休業等	慶弔休暇 (結婚する又はパートナーシップ関係となる場合) ○ 挙式や事実上婚姻関係と同様の生活を始めた場合又はパートナーシップ関係の相手方と生活を始めた場合に休暇を付与 (親族又はパートナーシップ関係の相手方等が死亡した場合) ○ 職員の配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又はパートナーシップ関係の相手方や、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の父母等の死亡時に休暇を付与
	介護休暇 短期の介護休暇 介護時間 ○ 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者を介護する場合に休暇を付与
	出産支援休暇 ○ 職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産に当たり、子の養育その他の家事等を行うために休暇を付与 ※ 現行は男性職員のみ取得可能であるが、見直し後は女性職員が同性のパートナーシップ関係にある場合も取得可能とする。
	育児参加休暇 ○ 職員が配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の産前産後の期間に、育児に参加するために休暇を付与 ※ 現行は男性職員のみ取得可能であるが、見直し後は女性職員が同性のパートナーシップ関係にある場合も取得可能とする。
	育児時間 ○ 職員と配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が共に利用する場合、2人の育児時間の合計は90分以内 等 ※ ただし、女性職員が同性のパートナーシップ関係にある場合はこの限りでない。
	子どもの看護休暇 ○ 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。)の看護等をするために休暇を付与
	深夜勤務の制限 (育児をする場合) ○ 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に子を常態として養育できる場合、深夜勤務の制限は不可 (介護をする場合) ○ 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者の介護をする職員が請求した場合、午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)における勤務を制限
	超過勤務の免除 超過勤務の制限 ○ 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者の介護をする職員が請求した場合、超過勤務を免除・制限
	育児休業 ○ 子の1歳到達日に職員若しくは配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が育児休業をしており、保育所等の利用ができない場合等は、子の1歳到達日の翌日(配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が子の1歳到達日の翌日から育児休業を取得する場合は、当該育児休業の期間の末日の翌日以前の日)を期間の初日とする育児休業を、1歳6か月に達する日まで取得可能(2歳に達する日までも同様) ○ 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が子の1歳到達日以前に育児休業をしており、職員が子の1歳到達日の翌日以前、かつ、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の育児休業開始日以後に育児休業を開始する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間で最長1年間の育児休業を取得可能 ○ 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の入院など、育児休業の終了時に予測できなかった事実が生じた際、再度の育児休業や期間の再度の延長が可能

※ 下線部は改正内容を記載